

代々研議題アンケート

第42回学生弓道合同研修会（代々研）が12月に行われます。昨年度までの代々研では時間の都合上、すべての加盟校の意見を聞くことが出来ていませんでした。そこで、今年度の代々研では、事前にアンケートを実施することで出来るだけ多くの加盟校の意見を取り入れようと考えています。

今年度の議題は以下の通りとなっています。各議題の最後にアンケート内容が記載されていますので、各校でしっかりと話し合ってください回答をお願い致します。

※代々研当日も質疑応答の時間は設けます。また、こちらのアンケートはあくまで参考として使用します。正式な決議は代々研にて行います。

※こちらの議題は暫定的なものです。皆様からのアンケート結果によっては変更する可能性もございます。また、リーグ戦アンケートを踏まえた規約変更案に関しては、12月委員会にてお知らせさせていただきます。

○リーグ戦に女子が出場する場合の対応について

現在、規約の第五十四条でリーグ戦と女子部リーグ戦の区分について以下のように記載されています。

第五十四条（一部抜粋）「本連盟女子部に加盟していない大学について、リーグ戦に出場できる女子部員の人数を1試合2名までとする。また、女子部に加盟している場合も、女子部リーグ戦の出場権利を放棄した場合同様に扱う。」

こちらの条文では、女子部員がリーグ戦に出場した場合に、女子部リーグ戦の出場権利を放棄するのが、大学なのかそれとも出場した個人なのか曖昧になってしまっています。そこで、女子部員がリーグ戦に出場する際の条件について明確に決めたいと考えています。

学連としての意見

新人戦は個人の棄権で男子の方の試合に出場できること、そして出来るだけ多くの人に試合に出場する機会をもって欲しいという理由から学連としては、個人のみ棄権とすることで女子部員のリーグ戦出場を認めようと考えています。

しかし、リーグ戦は本来男女で分かれて行うものであり、男子部員の人数がリーグ戦出場に対して十分であるにも関わらず、女子部員をリーグ戦に出場させることはリーグ戦の主旨反すると考えます。そのため、女子部員をリーグ戦に出場させる場合の男子部員の人数

数の上限を設定しようと思います。

よって以下のように規約を改正したいと思います。

第五十四条

「本連盟女子部に加盟していない大学について、リーグ戦に出場できる女子部員の人数を 1 試合 2 名までとする。また、女子部に加盟している場合も男子部員が 8 人未満の場合適用を認める。但し、リーグ戦に登録した女子部員については、女子部リーグ戦への登録を認めない。

(以下略)」

アンケート内容

1. 棄権させるのは団体が良いか、個人が良いか
2. 女子部員の登録が可能な男子部員の人数について

意見① **6 人未満**

→リーグ戦は 6 人で出場することが可能である為、必要最低限の人数が確保できれば良い。

意見② **8 人未満**

→対戦相手と同じ人数で出場出来るようにすることで、より公平に戦うことが出来る。

意見③ **12 人未満**

→控えの選手 4 人を含めて 1 チームだと考える。

3. その他

○新人戦期間中の練習試合について

リーグ戦では、道場使用に関して公平を期すために、期間中の練習試合を禁止しています。新人戦でも、リーグ戦同様にこの制度を導入するべきだと考えています。

学連としての意見

新人戦もリーグ戦、試合会場を確保する必要があること、また試合会場を決定する際に公平性を考え両校の使用回数が同じ道場を使用していること、公式戦であること。これらの理由から新人戦期間中でも練習試合を禁止する必要があると考えます。

しかし、新人戦には出場しない大学も多く、またトーナメント方式であるため期間中の練習試合を全面的に禁止してしまうと、試合の出来ない大学が多くなってしまいます。そこで、それらの大学に配慮するために以下のような制度としたいと考えています。

《新人戦期間中の練習試合について》

- ① 新人戦に出場する大学は新人戦期間中の練習試合を禁止とする。
- ② 新人戦に参加しない大学および既に敗退した大学同士であれば練習試合を認める。
但し、学連より道場の貸出を要請された場合は従うこと

アンケート内容

1. 新人戦でも導入する必要があるか

意見① 導入する

→都学の公式戦であるため、リーグ戦同様公平性確保のために導入する必要がある。

意見② 導入しない

→新人戦は新人の育成のための試合であるため、試合経験を積ませるためにも練習試合を禁止する必要はない。

2. その他

○新人戦・リーグ戦期間の明確化

現在、リーグ戦期間中に練習試合を禁止する規約があるものの、リーグ戦期間について明記している規約が存在しません。そのため、解釈によってはリーグ戦第1週の前日にも練習試合をすることは可能です。そこで、新人戦・リーグ戦それぞれの期間を明確化することでこのような状況の改善を図りたいと考えています。

学連としての意見

公式戦前日にも練習試合が出来てしまうと、練習試合の禁止という制度の目的である公平性を保つということが達成されなくなってしまうと考えます。そのため、第1週の試合がある週の月曜日を新人戦・リーグ戦期間の始まりとしたいと思います。

例) リーグ戦第1週：9/11(日) → リーグ戦期間：9/5(月)～

よって以下の様な規約を追加したいと考えます。

《リーグ戦期間中の練習試合について》

第七十四条

① 略

② リーグ戦期間はリーグ戦第一週の月曜日から入替え戦までとする。

女子部リーグ戦についても同様の条文を第九十九条に追加します。

《新人戦期間中の練習試合について》

① 略

② 略

③ 新人戦期間は新人戦第一週の月曜日から決勝戦までとする

女子部新人戦についても同様の条文を追加します。

アンケート内容

1. この規約が制定されてから（平成27年度以降）リーグ戦第1週の月曜日から土曜日の間に練習試合を行ったことはありますか？
（今現在、明確に決まっていない規約ですので練習試合を行ったことがある場合も罰則の対象とはなりません。）
2. リーグ戦期間について
意見① 月曜日から
意見② 第1週の試合日から
3. その他

○百射会・女子部記録会の制限時間について

百射会・女子部記録会では大会終了が毎回、明治神宮の道場使用時間ぎりぎりになってしまっています。現在は、制限時間を設けていないため、試合の進行が予測しにくく、また極度に行射が遅い選手がいた場合に対応をすることが出来ない状態です。

そこで、それぞれの大会に制限時間を設けようと考えています。時間に関しては、道場の使用可能時間などから判断し6分が適正であると考えています。

よって以下のような規約を追加しようと考えています。

《試合方式》

第一四六条

① 略

② 一、一立の制限時間は6分とする。

二、弦が切れた場合等、射場審判が必要と判断した場合のみ一分間の延長を認める。

アンケート内容

1. 導入に賛成か反対か。
2. 立射で4本引ききるのに要する時間。
3. その他

選手の方々への負担となってしまいますが、道場の使用可能時間内に試合が終了しないという事態を避けるために、ご理解ご協力お願い致します。

○指導矢声について

毎年、指導矢声に関するトラブルが発生しています。現在、規約には指導矢声について明確な記載はなく、対処することが難しくなっています。そこで、指導矢声についての対応を考えたいと思います。

現在、規約では介添えや観客について以下の行為を禁止しています。

第46条①「選手が射位にいる時、監督、介添え、観客、選手間で次の行為または、指導をしてはならない。

- 1 選手の体に触れて指導すること
- 2 選手の狙いをみること
- 3 射位より前に出ること
- 4 選手が審判の死角になる位置に出ること。」

指導矢声は、このうちの2に違反していると思われるためトラブルが発生していると考えます。

学連としての意見

「選手の狙いを見ること」という表現が曖昧なことが指導矢声に関するトラブルの原因であると考えます。そこで、観客や介添えの方々の行動や矢声の内容について明確な決まりを作ろうと思います。

まず、選手の狙いを見ることを禁止するために、介添えが選手の真後ろに立つことを禁止しようと考えます。

次に、矢声の内容は、各大学によって様々であり、一つ一つのフレーズに対して認められるものか判断することは大変困難であると考えます。そこで、上下左右といった具体的な方向が含まれている矢声を禁止しようと思います。

最後に、これらの条文では判断できない曖昧な部分に対しては主審の方の判断に一任するという条文を追加することによってスムーズな大会運営を図ろうと考えています。

《監督・介添えの指導》

第四十六条

① 選手が射位にいるとき監督・介添え・観客および選手間で次の行為、指導をしてはならない。これらの行為に該当するかどうかの判断は主審が行う。

一、略

二、上下左右など具体的な狙いを選手に伝えること。また、介添えが選手の真後ろに立つこと。

三、略

四、略

アンケート内容

1. どの程度からが指導矢声に該当すると考えていますか？
2. 指導矢声についてどのように考えますか？
3. その他

○その他、規約の不備の改正

- 1.第七十五条② 「IV部 ABC 三校のうち」 → 「IV部 ABC5 位三校のうち」
- 2.第三十七条④ 「道場内に残った矢で、行射の妨げになると審判が判断した場合は、的中確認無しに矢を回収してもよい」
第三十七条⑤二 「行射前の段階、もしくは空筈等で道場内に矢が残った場合。その際、その矢のみ無効とする。該当する矢は安全確認をした上で選手自身の判断で処理してよい。」
2 つの規約で矛盾が生じてしまっているためどちらも選手自身の判断に統一をしたいと考えます。
→第三十七条④「道場内に残った矢で、行射の妨げになると選手自身が判断した場合は、的中確認無しに矢を回収してもよい」